

事業者の皆様へ

令和3年6月から消費者の健康被害防止のため
食品リコール(自主回収)を行った場合の届出が
法律で義務化されました！

- 令和3年6月1日から、改正食品衛生法と改正食品表示法に基づき、食品リコールを行った場合、行政への届出が義務化されました。
- 届出情報は国のシステムで一元的に管理され、公表されます。

自主回収届出（食品衛生法違反の場合のイメージ）

届出者名	(株) 厚労商店
商品名	〇〇〇
画像	商品及び表示の写真等
食品等の特定情報	賞味期限：〇年〇月〇日
回収の理由（詳細）	腸管出血性大腸菌0157の検出
健康への危険の程度	CLASS I ※1
....

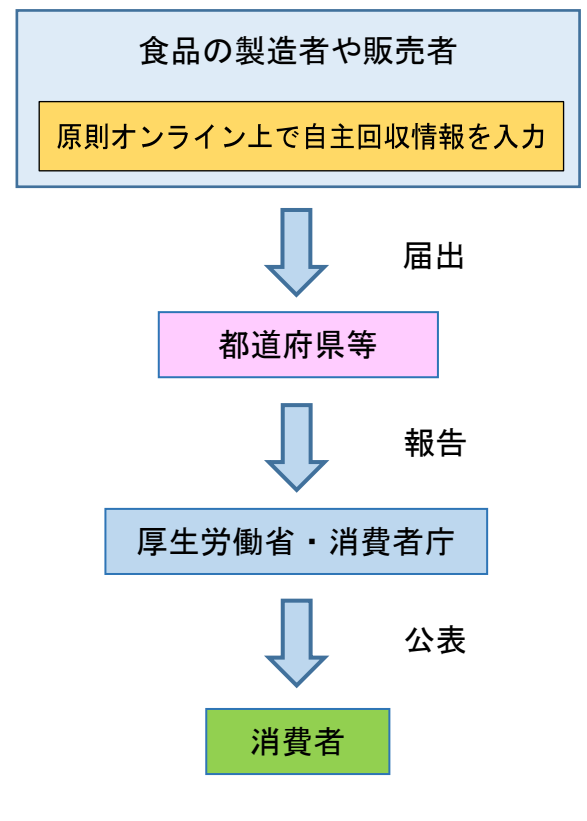
※1 重篤な健康被害発生の可能性に応じⅠ、Ⅱ、Ⅲの三段階で分類。

自主回収届出（食品表示法違反の場合のイメージ）

届出者名	(株) 消費商店
商品名	〇〇〇
画像	商品及び表示の写真等
食品等の特定情報	賞味期限：〇年〇月〇日
回収の理由（詳細）	「小麦」のアレルゲン表示の欠落
健康への危険の程度	CLASS I ※2
....

※2 重篤な健康被害発生の可能性に応じⅠ、Ⅱの二段階で分類。

＜届出から公表までの基本的な流れ＞



■ 改正食品衛生法について
「食品衛生法の改正について」厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>



■ 改正食品表示法について
「食品表示法の一部を改正する法律」消費者庁ホームページ
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/amendment_001/



届出には「食品衛生申請等システム」をご利用ください。

「食品衛生申請等システム」厚生労働省ホームページ
<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



【システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html



Q. 食品の自主回収をしたら、必ず届出が必要ですか。

A. 以下に該当する場合は、届出が必要です。

○ **食品衛生法違反又は違反のおそれのあるもの**

(例) 大腸菌による汚染や硬質異物の混入等

○ **食品表示法違反のもの**

(例) アレルゲンや消費期限等の安全性に関する表示の欠落や誤り

自主回収の届出をされる場合、まずは最寄りの保健所にご相談ください。

お問い合わせ先

保健所名	電話番号	住所	所管
池田保健所	072-751-2990	池田市満寿美町 3-19	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
茨木保健所	072-620-6706	茨木市大住町 8-11	茨木市、摂津市、島本町
守口保健所	06-6993-3134	守口市京阪本通 2-5-5	守口市、門真市
四條畷保健所	072-878-4480	四條畷市江瀬美町 1-16	大東市、四條畷市、交野市
藤井寺保健所	072-952-6165	藤井寺市藤井寺 1-8-36	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
富田林保健所	0721-23-2682	富田林市寿町 3-1-35	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
和泉保健所	0725-41-1382	和泉市府中町 6-12-3	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
岸和田保健所	072-422-5683	岸和田市野田町 3-13-1	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所	072-464-9688	泉佐野市上瓦屋 583-1	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町



大阪府

健康医療部生活衛生室食の安全推進課

大阪市中央区大手前2丁目1-22 TEL: 06-6941-0351(代)